

**個人情報取扱事務の諮問事案書**（第 9 条第 1 項第 4 号）

個人情報取扱事務の名称	下水道受益者負担金の徴収猶予解除事務			
事務の所管課等	下水道総務課			
諮問事項	下水道受益者負担金の徴収猶予解除事務における個人情報（農地基本台帳及び農地転用事務）の目的外利用について			
諮問の理由	受益者負担金制度の中に、賦課対象地が農地又は山林等であれば、宅地化されるまで徴収を猶予できる制度があり、この猶予制度を利用した土地が宅地化されると、猶予解除をしなければならない。この手続きを迅速に行うため、徴収猶予事由が消滅したことを確認できる、農業委員会で保有する農地基本台帳及び農地転用事務に関する個人情報を利用する。			
開始時期	令和 2 年 1 2 月			
個人の類型	農地所有者又は農地転用手続きを行った者			
個人情報の項目名	農地の住所、地番、所有者、所有者住所、農地転用地の住所、地番、所有者、所有者住所、農地転用日			
個人情報を収集する	収集先		収集課等	
個人情報を利用する	保有課等	農業委員会	利用課等	下水道総務課
個人情報を提供する	提供課等		提供先	
本人通知の実施の有無	無			
本人通知を行わない場合はその理由	本人通知をしない場合の類型 3 に該当（通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合）			